

報部

FAX 03 (3595) 6911 Eメール tokuho@chunichi.co.jp

東京新聞 「こちら特報部」

「密室の検審」変わらぬ

司法制度改革の一環として、裁判員制度とともに二〇〇九年五月に導入された検察審査会による「起訴議決(強制起訴)制度」。先月十四日には、同制度で起訴された被告に対する全国初の判決公判が那覇地裁で開かれたが、当初から批判が多い情報開示の少なさを「密室性」は一向に変わっていない。改善の必要はないのか。(上田千秋)

氏名、生年月日、住所 主党元代表を「起訴相の欄が真っ黒に塗りつぶされた紙。東京都江東区一人の平均年齢が不自然の元会社役員志岐武彦さん(六七)は、今年一月に東京第五検察審査会事務局が公開した審査員名簿を前に、「これじゃ情報「非公開」ですよ」とため息をついた。志岐さんが同審査会に興味を持ったのは一昨年十月の「こちら特報部」の記事がきっかけだった。記事は、小沢一郎民

小沢元代表審査員 生年月も黒塗り

東京第五検察審査会平成22年第2群検察審査員及び補充員選定録

平成22年 3月26日選定
検察審査員 4名
補充員 4名

平成22年 3月26日
東京第五検察審査会事務局長

番号	氏名	住所	生年月日	年齢
1				
2				
3				
4				
5				

黒く塗りつぶされた公開文書。密室性は変わらない「コラーージュ」

に一回以下の確率。それ限れば個人は特定されなされる年齢が分かれば事い。公開するだろう」と務局の言い分が本当か確認して請求して出てきた認できると考えた」と志の冒頭の名簿だった。岐さん。「生年月」に審査員は、専用のコン

コンピューターシステムを使って有権者名簿から無作為に選ばれる。先月二十六日の「こちら特報部」で、「(約)二十五百万円という)値段は高すぎるのでは?」と国会で指摘されたことを紹介した。志岐さんは「システムは、手作業でも審査員を入れ替えられる。当局に都合のいい考えを持った人を審査員にし、つじつまが合わなくなつて妙な平均年齢を公表したのでは、と考えることもできる。もう少し情報が出てくればそうした疑念もなくなるのに」と話す。起訴議決制度は、検察官が不起訴とした事件で十一人中八人以上の審査員が「起訴すべきだ」と二度判断すると、容疑者は強制起訴される。小沢元代表の事件などこれまでに六例ある。ただ、審理はいずれも非公開。議決書の要旨が張り出されるほか、審査員の平均年齢や男女比を

強制起訴制度でも「検証へ情報開示を」

公表することがある程度だ。被告が詐欺罪に問われた那覇地裁の判決は無罪だったが、審査会がどういった根拠で起訴相当と判断したか詳しく調べることができない。制度に詳しい高井康行弁護士は「審査会には個人のプライバシーがかなり入った捜査記録が提出される。公開するのは妥当ではない」と主張。その一方で、「審理がどういったものだったか、後から検証できるようにする必要はある。どんな証拠を参考にしたかや審理の回数、審査員の年齢など、個人が特定されない程度の情報は公開すべきだ」と唱える。高井氏は、容疑者がまったく意見を言えないことも問題視。「強制起訴権を持った以上、従来と同じ考え方でいいはずがない。少なくとも弁明の機会はないと、容疑者にとって不利益な状態が続くことになる」と訴えた。

LINEの追跡